

第2章 公共施設等の管理に関する基本的な方針について

1 計画期間内の基本目標

(1) 公共施設

平成 23 年度から令和 2 年度までの普通会計における公共施設等に係る建設事業費の年平均額を 1 年間の建設事業費の上限と仮定し、インフラ施設を全て更新するという条件で、令和 4 年度から令和 28 年度の 25 年間に於いて、更新が可能な公共施設の数量を試算した場合、金額ベースで現在の約 74%の施設しか更新することができません。更にこの試算は直近 10 年間の建設事業費の平均額を確保できることが前提であり、今後、更なる社会保障関連費用の増加が予測されることを考慮すると、更新できる公共施設は更に減少することになります。

以上のことから、今後、人口が減少する中、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、また、厳しい財政状況が予測される中、公共施設の安全・安心を確保しながら保持し続けるため、本市が所有する普通会計の公共施設を計画期間内で、現在の床面積の 70%まで縮減することを目標に掲げます。

(2) インフラ施設

インフラ施設は、これまでに一定の整備は進んでいますが、これらは、必要不可欠な市民生活や産業の基盤であり、また、常に良好な状態に保ち続ける必要があります。このことから、インフラ施設は、公共施設と同様の総量縮減といった数値目標を掲げたマネジメントは行わず、更なる民間活力の活用等により、維持管理・更新に係るコストの抑制に努めます。

また、適切かつ計画的に維持管理・更新等を行うことにより、施設の長寿命化に努め、ライフサイクルコストを縮減するとともに、常に良好な状態を維持することを目標に掲げます。

公営企業が保有する公共施設等については、それぞれの企業において一層の経営改善に努めるとともに、公共施設マネジメント担当部署と情報共有等の連携を行い、本計画の基本方針に基づき、公共施設等の維持管理・更新等について計画的かつ適切に対応します。

2 基本的な考え方

2-1 基本方針の位置づけ

市民が将来にわたって必要な公共サービスを享受し続けられるよう、学校や庁舎等の公共施設や道路や上下水道などのインフラ施設が提供している機能やサービスを今後も維持していく必要があります。

また、急激な高齢化による人口構造やライフスタイルの変化に伴って生じる公共サービスへのニーズの多様化や社会情勢の変化への対応が求められています。

一方、本市の公共施設は全体の 64.9%が築 31 年以上経過しており、令和 4 年度（2022 年度）から令和 28 年度（2046 年度）の 25 年間における更新や大規模改修に係る費用について試算すると、過去 10 年の普通会計の公共施設等に係る建設事業費の年平均額を今後の建設事業費の上限とし、インフラ施設を全て更新すると仮定した場合には現状の公共施設の約 74%しか更新できないという結果になります。

これらの背景を踏まえ、より良い公共サービスを、効率的・効果的に継続して提供していくため、本市の公共サービスが持つ「和泉市の未来をつくる」「いのちと暮らしを守る」という本質に着目し、次の基本方針に基づき、公共施設マネジメントに取り組んでいきます。

■公共施設等の管理に関する基本方針

1 施設の最適化

- ・ 公共施設の維持、更新、転用、廃止等のあり方検討
- ・ 跡地の利活用の検討
- ・ 新たな公共施設の整備検討に係る公共施設等の量と質の最適化の推進
- ・ 公共施設の整備に係る優先度の整理
- ・ 公共施設の複合化や多機能化による機能集約等の推進
- ・ 公共施設等の広域的な連携の推進

2 市民や事業者等との連携による効果的・効率的な市民サービスの提供

- ・ 公民協働による公共施設マネジメントの推進
- ・ 民間サービスの活用
- ・ 民間活力の導入による公共施設の整備費用、運営費用、維持管理費用の縮減
- ・ 市民サービスの質的向上と財源の確保

3 安全・安心の確保

- ・ 適正な維持管理による劣化状況・不具合の把握と改善
- ・ 公共施設等の安全性の向上と機能性の確保
- ・ 予防保全型維持管理手法の導入による公共施設等の長寿命化の推進

2-2 公共施設等の状況把握

施設の躯体や設備等の不具合箇所や劣化状況、また修繕履歴等の情報を一元的に管理することにより効果的・効率的な維持管理に努めます。

また、施設建設当初の設置目的と現在の市民ニーズが合致しているかを検証することや、利用料の見直しなど、効率的なサービスを提供するための基礎的情報を整理するために、利用者数や稼働状況等の利用状況、施設の運営費用や維持管理費用、減価償却費等、公共施設の運営に要しているコストの把握を行います。

統一的な基準による地方公会計の導入を行うことにより、固定資産台帳等を活用し、減価償却費等を含む公共施設等の管理運営に係るフルコストや中長期的な維持管理・更新に係る見込みの算出等を行い、適切な保有量の調整や幅広い視点からのコスト分析に努めます。

2-3 計画の評価と見直し

計画の進捗状況等に関する評価は、本計画に掲げた目標や取組みの進捗状況について、施設所管部署への定期的なヒアリングの実施や施設保全情報システム等を利用した施設の運用状況の把握を行うことにより実施し、結果を公表します。

また社会経済状況、関連法制度の変化など、本計画を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、個別計画の策定やPDCAサイクルに基づいた本計画の見直しを行います。

計画の見直しについては、10年ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、人口の増減や歳入歳出の状況等、著しい変化が生じた場合には必要に応じて見直しを行います。

2-4 取組体制と情報管理・共有方策

(1) 取組体制

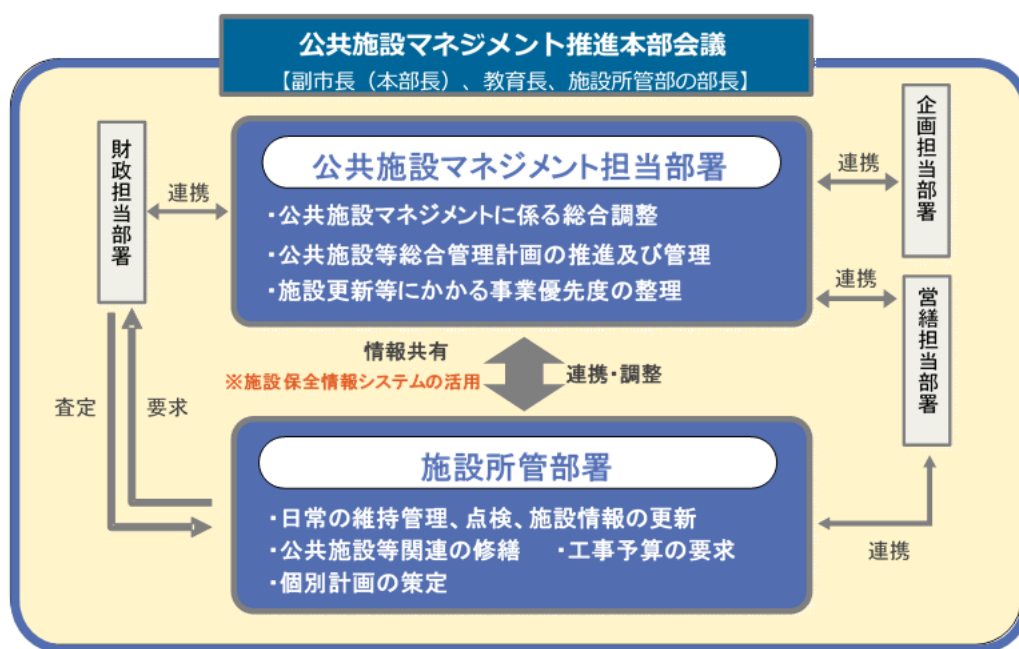
公共施設マネジメントを推進していくためには、これまでの施設所管部署ごとの管理ではなく、組織横断的に取り組んでいくことが重要です。

そこで副市長を本部長として、教育長、施設所管部署の部長で構成する「和泉市公共施設マネジメント推進本部会議」において庁内の情報共有や組織横断的な取組みを推進します。

公共施設マネジメント担当部署においては、当該本部会議の事務局として本計画の進行管理を行うとともに、経営的視点に立ち、一元的に公共施設等をマネジメントし、公有財産全体の最適化及び公有財産を最大限活用した歳入確保に取り組みます。また、この計画の推進には財政運営に関わる事項もあることから、財政担当部署と予算編成における連携体制を構築するなど、計画的な維持管理を実施できる組織体制を確保します。

その上で、学識経験者や市民等で構成される「和泉市公共施設マネジメント推進審議会」において、市民や専門家の幅広い意見を聴きながら、本計画の運用や見直し等を行います。

■ 市内取組体制図（イメージ）



(2) 情報管理・共有方策

公共施設に係る利用状況や維持管理・運営費用等に関する情報管理について、これまでの施設所管部署ごとによる個別管理から、施設保全情報システムなどを活用し、情報の一元管理を行うことにより、庁内における情報共有を行うとともに、計画的な管理を推進します。

また本計画の進捗状況や最適配置に向けた実施計画の内容、公共施設に関するデータ等について、市議会に報告するとともに、広報・ホームページ等を通じ市民に積極的に情報提供することにより、公共施設の現状への理解や問題意識の共有に努めます。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 施設の最適化

将来世代に過度な負担を強いることがないよう、何を引き継ぐべきなのかといったことを意識し、将来の和泉市の公共施設等のあるべき姿を示します。

また、公共施設等の最適化を検討する上で、重要なことは施設を保有することではなく、その施設が提供している必要な公共サービスをいかに維持していくかであるという認識を持ち、従来の施設重視から機能重視へと考え方の転換を図ります。

その上で、必要な公共サービスを確保しつつ、公共施設等の所有に捉われないサービスの提供方法の検討や施設複合化や多機能化による機能集約等の推進等を行うことにより、計画期間内で、本市が所有する公共施設等の量と質の最適化をめざします。

(1) 公共施設の維持、更新、転用、統合、廃止等のあり方検討

公共施設の老朽化の状況や利用状況（稼働率）、運営・維持管理費用等のソフト・ハード両面の情報、公共性や将来の需要見込み、施設の代替性、地域における施設の役割等を総合的に判断しながら、施設の継続使用や統合、機能集約、用途変更、民間サービスへの転換、廃止等の検討を行います。建替えを実施する前には、まず他施設との統合や、近隣の既存類似施設を活用する等、サービスの維持を優先としながら、効果的なサービス提供方策を検討します。

特に老朽化施設については、耐用年数満了の10年前をめどに、様々な観点から施設の必要性・適正規模・あり方等について総合的に判断し、規模の縮小や廃止等も含めて、今後の方向性の検討を行います。

また、維持管理の面で非効率が生じている施設については、業務内容の見直しや光熱水費等の日常的な運営・維持管理費用の削減、余剰スペースの有効活用等により改善を行います。

(2) 跡地の利活用の検討

今後、公共施設の移転や統廃合を検討する場合には、必ずこれに伴って生じる不要となる用地や施設の利活用についても合わせて検討し、和泉市財産等の適正管理に関するガイドライン等に基づき、未利用の土地や施設を長期間放置することのないよう、民間への貸付や売却も含め、一元的な取組みにより、全庁的、経営的な視点に立って、効果的・効率的な運用を行っていきます。

跡地等の利活用については、まちづくりに資するものとなるよう地域住民のニーズを踏まえながら、地域性を考慮し検討を行います。特に災害時における避難所等の役割を担っている施設も多く、防災や災害対策の拠点としての機能のあり方を併せて検討します。

なお、施設廃止後の跡地等について貸付・売却等を行った場合は、その収入は基金への積立て等を行うことを検討していきます。

(3) 新たな公共施設の整備検討に係る量と質の最適化の推進

今後、新たな公共施設の整備を検討する場合には、市民ニーズや将来的な需要見込み、民間サービスによる代替性等を精査し、十分に必要性を検討した上で、事業実施の可否を決定します。

また、新たな公共施設を整備する場合でも、適正規模や他の既存施設との複合化等を検討し、公共施設の量と質の最適化を図ります。

(4) 公共施設の整備に係る優先度の整理

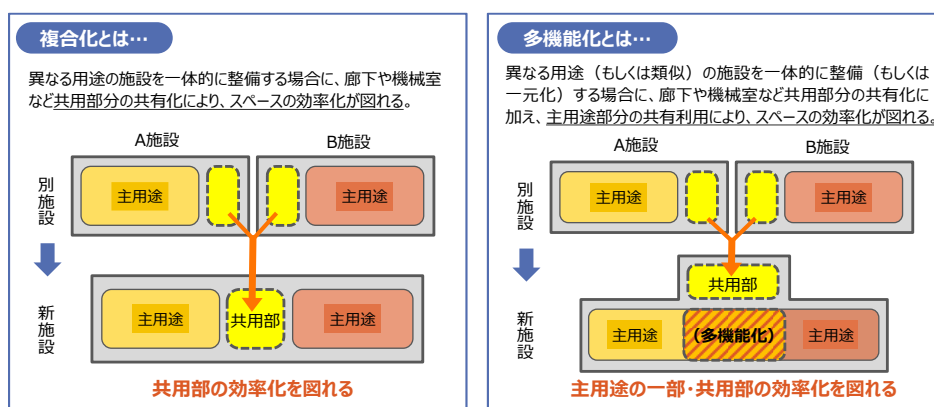
公共施設は多種多様なサービスを提供していますが、サービスの質や需要等を踏まえ、市民が生活を営む上で必要不可欠な施設について優先的に整備等を行うといった優先順位の整理を行います。

(5) 公共施設の複合化や多機能化による機能集約等の推進

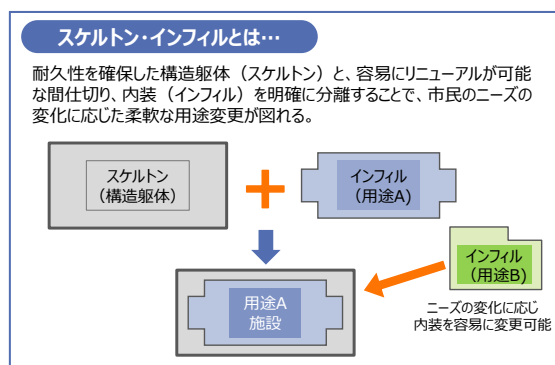
これまでの施設整備は、小学校や中学校、体育館、老人集会所など機能ごとに必要に応じて個々に独立した施設を整備してきましたが、同種の機能を集約することや、異なる機能を複合化することにより、多目的に利用できる施設整備を行うことで相乗効果が期待できる施設については、公共施設全体の効率化の観点から、施設の更新や大規模改修の機会を捉えて、複合化や多機能化を行うことにより機能集約を図ります。

また、今後、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる施設として、用途変更等を行いやすい建築工法（スケルトン・インフィル等）を用いた施設整備を行います。

■複合化、多機能化のイメージ



■用途変更に対応できる施設整備の例（スケルトン・インフィルのイメージ）



(6) 公共施設等の広域的な連携の推進

本市単独で全ての公共施設等を整備し保有するといったフルセット主義から脱却し、公共施設の位置やサービス内容を考慮し、国や府、近隣自治体の施設も含めた広域的な利活用の可能性を検討し、公共施設の相互補完による、市民サービスの向上と経費の削減を進めます。

例) 泉州北部小児初期救急広域センターの設置

広域連携により、休日及び夜間における小児急病患者の初期症状に係る診療を行うため、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に泉州北部 5 市 1 町（高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市及び忠岡町）から構成する泉州北部小児初期救急医療協議会を設け、平成 18 年 11 月 3 日から岸和田市に広域の小児初期救急診療施設として地域の医師会、病院などの医療関係者の協力を得ながら「泉州北部小児初期救急広域センター」の管理・運営を行っています。

3-2 市民や事業者等との連携による効果的・効率的な市民サービスの提供

公共施設は公共サービスを提供する手段の一つであり、重要なことは公共施設を維持することではなく、必要な公共サービスを維持することです。今後の複雑・多様化する市民ニーズには行政だけで十分に対応することは困難です。

市民や民間企業等が公共施設マネジメントに参画するための仕組みを構築するとともに、民間資金やノウハウを活用することにより質の高い公共サービスを継続的に提供できるように、市民等と行政の協働を推進していきます。

(1) 公民協働による公共施設マネジメントの推進

市民、町会・自治会、NPO、企業等、地域の様々な主体が公共の担い手の当事者として、積極的に公共サービスの提供や施設マネジメントに参画等が可能となる仕組みを構築し、施設の性質を踏まえた上で、施設の管理運営に地域住民の参画をいただくことや、管理主体が地域組織となることにより効果的・効率的な運営が見込まれる施設等については地域組織へ譲渡を行う等を検討します。

(2) 民間サービスの活用

民間のサービスを有効活用することで効果的・効率的なサービスの提供ができる場合は、補助制度の構築等により積極的に民間によるサービスの活用を検討します。

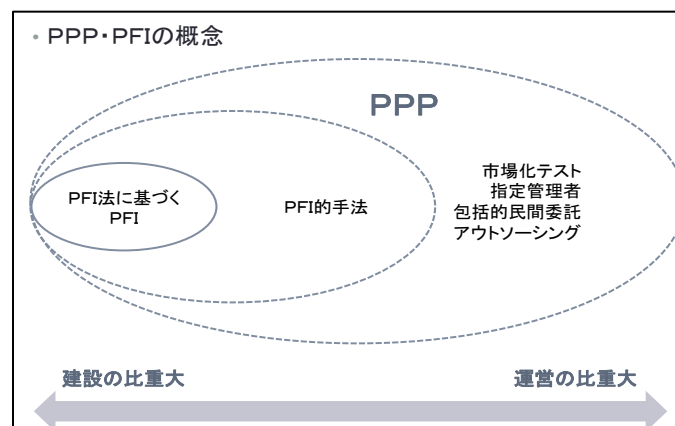
また、公共施設として管理するのでなく、民間でも管理運営が可能な施設については、民間への譲渡や売却、民設民営への移行等を検討します。

(3) 民間活力の導入による公共施設の整備費用、運営費用、維持管理費用の縮減

公共施設の建替え、整備、運営、維持管理については、民間の資金及びノウハウ（経営・技術など）を活用する PPP・PFI や指定管理者制度、民間事業者の建物を借り上げるリース方式の導入等を優先的に検討し、効果が見込まれる場合には積極的に導入していくことで、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

本市はこれまでも、公共施設の運営については指定管理者制度など民間活力を導入していますが、今後も更なる民間活力の有効活用について検討を行っていきます。

■PPP・PFI の概念図



例）門真市立統合中学校整備 PFI 事業（門真市）

門真市では、門真市立統合中学校の整備において、民間の資金、経営能力及び技術力を活用可能な PFI を導入した。これにより、従来方式と比較して 11% の費用縮減が見込まれる計画となっていたが、事業者決定における競争入札方式の導入によっても費用縮減できたため、結果的に 28% の費用縮減を実現している。

（４） 市民サービスの質的向上と財源の確保

① 多様な運営手法等による質の高いサービスの確保

指定管理者制度を導入している施設では、その管理運営内容を市がモニタリング（チェックや評価）し、その結果を公表しています。今後は指定管理者制度の更なる導入や、市の直営から民営への転換、運営を含む PFI、コンセッション等の導入により、民間事業者のノウハウを活用し、コストの縮減を図りながら質の高いサービスを継続して提供します。

また、行政の D X 化等を推進することで、市民が公共施設を訪れずとも、オンライン申請等でサービスを受けることができる環境づくりをめざします。

例）大阪城公園パークマネジメント事業（大阪市）

大阪市では、大阪城公園及び公園施設の管理運営について、一体的に民間事業者に委ねました。その結果、これまでの大阪城公園の管理運営費用は実質 1.5 億円でしたが（委託費用 2.5 億円、収入 1 億円）、委託費用を支払わず、逆に収入（固定納付金 2.26 億円／年、収益の 7%）を得られるようになっていきます。

② 柔軟で弾力的な市有財産の活用

公共施設の魅力向上による利用者数の増加を図るとともに、効率的な管理運営による維持管理や運営にかかる費用の縮減をめざします。

また、民間施設との合築や余剰スペースの貸付、有料広告、ネーミングライツの導入等を行うことにより財源を確保し、公共施設の整備や運営の財源に充当していきます。

例）本市におけるネーミングライツ

本市では、市の施設等のイメージアップや利用率向上を図ることを目的に、スポーツ施設、文化施設、道路、公園など市が設置している施設のネーミングライツの募集を平成 28 年 6 月から開始しました。その結果、令和 4 年 4 月現在では、次の施設について、ネーミングライツ契約を締結しています。

- ・和泉市総合スポーツセンター : 年間 110 万円（令和 2 年 4 月から 4 年間）
- ・ 4 図書館（室） : 年間 100 万円（令和 3 年 4 月から 5 年間）
- ・ 青少年の家、槇尾山森林浴コース : 年間 48 万円（令和 4 年 8 月 1 日から約 3 年）

3-3 安全・安心の確保

公共施設等の維持管理について、不具合などが発生した後に劣化箇所の修繕などを行う事後保全型による維持管理手法に加え、計画的に保全や改修を行う予防保全型の維持管理手法の導入を図り、事後保全型と予防保全型の手法を効果的に使い分けることにより、適切な維持管理手法を構築します。

これにより、公共施設の機能・安全性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ることにより、財政負担を軽減・平準化します。

(1) 適正な維持管理による劣化状況・不具合の把握と改善

本市の公共施設等の施設機能を今後とも良好に保つための、点検周期や点検項目を定めたマニュアル等に基づき、日常的な点検活動を推進し、全体の施設情報を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し、効果的な維持管理を行います。

法定点検や日常的な点検により、安全面での支障が確認された場合には、速やかに改善を図る等、常に安全・安心に継続的に利用できる環境を維持します。

(2) 公共施設等の安全性の向上と機能性の確保

① 耐震改修促進計画に沿った耐震診断・改修の推進

本市では、「和泉市耐震改修促進計画」（平成 28 年度改正）に基づき、公共施設の耐震化を実施しています。市民が安心して施設を利用できるよう、耐震化の取組状況を公表していくとともに、今後予測されている大地震などに備え、更なる耐震化を進め、公共施設の安全性の向上を図ります。

② インフラ施設の安全性の向上

市民の生活の基盤であるインフラ施設は、安全確保と安定的なサービス供給が欠かせません。災害時の被害・影響を低減させるため、橋梁や上下水道などの施設は、耐震化対策に取り組んでいます。

災害時においても、市民の安全を守り、市民生活への影響を最小限に留めるため、今後、所管部署ごとにおいて耐震化等の対策を計画的に行い、施設の安全性の向上とともに災害時における機能を確保します。

③ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

急激な高齢化に対応し、既存施設についてはバリアフリー対応の整備を推進し、新規施設については設計段階からバリアフリー・ユニバーサルデザインを導入していくことを推進します。

(3) 予防保全型維持管理手法の導入による公共施設等の長寿命化の推進

計画的に保全や改修を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化を図ることが可能となります。

予防保全型維持管理の実施のため、改修履歴等データベース化や維持補修の優先順位設定、工事箇所等の調整方法等、維持管理標準及び修繕基準の策定を検討します。

■施設の耐用年数に関する考え方

本計画における公共施設の耐用年数の考え方については、建物の構造等により大きく異なることから、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、大規模改修を実施せず建替える場合と、大規模改修を実施した場合の耐用年数を以下のとおり設定します。

この耐用年数を目安とし、今後の施設の方向性を、様々な観点から検討します。

構 造	大規模改修なし	大規模改修あり
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造） 鉄筋コンクリート造（RC 造） 鉄骨造（S 造）	60 年	80 年
木造（W 造）	40 年	50 年
軽量鉄骨造	30 年	40 年

① 公共施設の長寿命化

公共施設の種類や特性によっては、長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの縮減を見込めるものがあります。長寿命化による効果を検証したうえで、効果的な施設については、予防保全型の維持管理計画の策定を検討します。また、財源確保のため当該保全費用の計画的な積立て等を検討します。

各施設の長寿命化の可否については、学校教育施設や市営住宅など、個別施設計画において、長寿命化の考え方を示している施設を除き、本計画策定時に築年数 30 年を下回っていることを一つの目安とし、ハード・ソフト両面についての調査・評価を基に、財政状況やまちづくりの方針、施設改修に係る費用対効果等も勘案した上で検討します。

長寿命化対象の公共施設については、点検等により施設の状態を把握したうえで、計画的な修繕や大規模改修等により、施設を良好な状態に保ち、長寿命化を図ります。

長寿命化対象外の公共施設については、必要に応じて修繕や改修を実施し、耐用年数が経過するまでに、各種計画や構想等により対応を検討します。

② インフラ施設の長寿命化

インフラ施設は市民が生活を営む上で欠かせないものであり、常に良好な状態に保ち、その機能やサービスを維持していくことが求められます。日常的な点検等により、安全かつ適正に施設を維持し、長寿命化を行うことによりライフサイクルコストを縮減します。

③ 施設更新の抑制による財政負担額の縮減と環境負荷の低減

公共施設等を長寿命化することで、施設更新を抑制し、ライフサイクルコストを縮減します。その結果、必要な施設の計画的な更新が可能となり、財政負担の平準化を図ることもできます。また、維持管理費用についても、包括施設管理業務委託や、安価な電気・ガス等の購入手法の導入、設備のリース等による調達を活用することで、質の向上・コストダウンに努めます。

また、脱炭素化等を推進するため、設備改修時におけるエネルギー消費効率の高い製品の積極的な活用や施設更新時における省エネ型建物への更新、ESCO 事業の導入、再生可能エネルギーの導入等を行うことにより、エネルギー使用量の削減、環境負荷の低減を図ります。

例) 本市における ESCO 事業

本市では、和泉シティプラザやコミュニティセンター等、6つの施設で ESCO 事業を導入し、熱源機器や空調機器の更新、照明機器の LED 化等により、CO2 排出量削減等、環境負荷の低減に成果をあげています。

さらに、今後は、街路灯及び公園灯についても、ESCO 事業による一括 LED の取組みを進める予定です。

<ESCO 事業の導入施設>

導入施設	事業期間
和泉シティプラザ・コミュニティセンター	R2～R13（12 年間）
いずみ霊園、北部コミュニティセンター、まなびのプラザ、いずみの国歴史館	R3～R17（15 年間）

4 公共施設等の今後の見通し

(1) 基本目標の達成見通し

現在の普通会計対象施設の延床面積 532,777 m²に対し、基本目標の縮減率は30%であることから、公共施設における基本目標達成のために必要な縮減面積は159,833 m²となります。

一方で、各公共施設で策定された個別施設計画において、さまざまな公共施設の再編等にかかる取組みが位置付けられており、今後それらの取組みを予定どおり実施した場合、延床面積が95,107 m²縮減され、取組み実施後の公共施設の延床面積は437,670 m²となることから、基本目標の縮減率30%に対し、18%まで達成する見込みとなっています。

この結果、目標達成のためには、更に64,726 m²の縮減が必要となることから、更なる取組みを推進し、継続的に公共施設の再編を進める必要があります。

■現在予定している主な具体的取組み及び縮減予定面積 (m²)

具体的な取組み		縮減予定面積
1	富秋中学校区等におけるまちづくり関連	▲ 91,382
2	北西部地域公共施設の再編関連	▲ 4,061
3	保育所、幼稚園、小中学校(義務教育学校)関連	▲ 4,147
4	その他	4,483
合計		▲ 95,107

■上記取組み実施後の延床面積の見通し (m²)

施設の類型	R4.3	取組み後	比較	
			増減	増減率
1 行政系施設	31,442	34,974	3,532	111.2%
2 学校教育施設	216,421	200,817	▲ 15,604	92.8%
3 市営住宅	159,386	90,000	▲ 69,386	56.5%
4 子育て支援施設	15,899	9,219	▲ 6,680	58.0%
5 社会教育系施設	13,451	13,163	▲ 288	97.9%
6 市民文化系施設	34,896	31,103	▲ 3,793	89.1%
7 スポーツ・レクリエーション系施設	11,139	11,139	0	100.0%
8 保健・福祉施設	18,236	15,899	▲ 2,337	87.2%
9 医療施設	1,329	1,329	0	100.0%
10 産業系施設	5,478	5,478	0	100.0%
11 都市基盤系施設・普通財産	22,999	22,263	▲ 736	96.8%
12 公園	2,101	2,286	185	108.8%
合計	532,777	437,670	▲ 95,107	—

(参考) 現在予定している主な具体的取組み詳細

■富秋中学校区等におけるまちづくり

(㎡)

R4.3		取組み後		備考
幸小学校	10,235	(仮称)富秋学園	11,750	
池上小学校	5,410			
富秋中学校	12,252			
市営住宅(市域全体)	159,386	市営住宅(市域全体)	90,000	2,171戸→1,189戸
青少年センター	1,449	(仮称)多世代交流拠点施設	3,000	
にじのとしょかん	288			
市民文化ホール	2,344			
人権文化センター	3,880			
王子町分館	363			
幸分館	525			
小計	196,132	小計	104,750	▲ 91,382

■北西部地域公共施設の再編成

(㎡)

R4.3		取組み後		備考
旧市立病院南館	4,559	庁舎第1分館	4,559	旧市立病院南館を庁舎第1分館として整備し、教育センターや保健センター等を集約
図書館跡書庫	923			
教育センター	1,043			
保健センター	1,292			
庁舎分館	1,500	庁舎第2分館	1,955	消防本部・和泉消防署を庁舎第2分館として整備
消防本部・和泉消防署	2,611	新消防本部・和泉消防署	2,988	
国府幼稚園	1,144	公立認定こども園	2,500	移転統合
和泉保育園	1,188			
芦部保育園	894	民間認定こども園	0	国府第二保育園の廃園時期は、在園児数や就学前児童数の推移などをもとに検討。
国府第二保育園	909			
小計	16,063	小計	12,002	▲ 4,061

■小中学校における施設一体型義務教育学校の導入

公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針

(㎡)

R4.3		取組み後		備考
横山小学校	4,642	(仮称)榎尾学園	8,824	南横山小学校建物は施設一体型小中一貫校への統合後の活用を検討
榎尾中学校	4,517			
鶴山台第一保育園	821	廃園	0	
国府第一保育園	1,035	廃園	0	廃園時期は、園児数及び保育ニーズ、民間園等の整備状況を見極めつつ、施設の長寿命化を図りながら検討
北池田保育園	1,008	廃園	0	
緑ヶ丘保育園	948	廃園	0	
小計	12,971	小計	8,824	▲ 4,147

■その他取組み

(㎡)

施設名	R4.3	取組み後	増減	備考
市役所新庁舎(立体駐車場 等)	15,066	20,755	5,689	庁舎部分はR3年度に設置
消防署松尾出張所	199	0	▲ 199	
消防署池田分署	254	0	▲ 254	
小田詰所	93	0	▲ 93	
水防倉庫	41	0	▲ 41	
南松尾はつが野学園	10,806	12,026	1,220	
旧北池田幼稚園	585	0	▲ 585	
旧伯太幼稚園	649	0	▲ 649	
旧横山老人集会所	133	0	▲ 133	新たな建物はR3年度に設置
国府老人集会所	135	180	45	
信太山丘陵里山自然公園	0	185	185	
旧泉北水道企業団事務所等	702	0	▲ 702	
小計	28,663	33,146	4,483	

5 今後の公共施設マネジメントのすすめ方

公共施設マネジメントを進めるにあたっては、人口減少社会の到来等に伴う厳しい財政状況等を見据え、安全・安心を確保しつつ、必要な公共サービスをいかに継続して提供するかが重要です。そのために、公共施設の複合化や多機能化による機能集約、民間サービスの活用等による公共施設の所有に捉われない公共サービスの提供、効果的・効率的な施設の整備・維持管理を実現するための民間活力の導入や公共施設の広域的な利活用等を推進します。

また、公共施設のあり方は、将来のまちづくりに大きな影響を与えるため、その今後のあり方や有効活用を検討する際には、市民と行政、市議会が十分な議論を行い、その方向性を定めていく必要があります。このことから、個々の施設の最適配置に向けた実施計画を検討する際には、本計画による基本方針を踏まえ、市民等に対し十分な情報をできるだけ早期に共有するとともに、アンケート調査や中学校区単位を基本として、ワークショップの開催等といった手法により合意形成に努め、市民のニーズやエリアごとの地域特性を十分に反映したものとなるよう取り組んでいきます。

これらを踏まえ、今後の公共施設マネジメントにおいて重要視すべき視点は「必要な公共サービス・機能を確保すること」であるということを認識する必要があります。また、決して「全ての施設を縮小する」、「新たな施設を整備しない」という視点ではないものの、「施設（建物）を残すことが、必要なサービス・機能を残すものではない」ということは認識した上で、施設の複合化や民間活力の活用等、様々な手法を用いて、その時代に即した必要な公共サービスを確保することで、厳しい財政状況下においても、公共施設の量と質の最適化を図りながら、市民の豊かな生活の実現に向けて取り組みを進めます。

なお、「延床面積の 70%までの縮減」という基本目標の達成に向けては、現在予定している今後の取り組みを予定どおり実施した場合でも、目標縮減率 30%に対し、18%までの達成となる見込みであり、さらに 12%の延床面積縮減が必要な状況ですが、現在予定している今後の取り組みについては一定の期間を要することから、まずは、それらを着実に実行するための進捗管理に取り組みます。

しかしながら、基本目標の達成をめざす上では、更なる取り組みを推進し、継続的に公共施設の再編を進める必要があることから、社会情勢の変化や老朽化の状況等を注視しながら、本章に掲げる基本的な方針に基づき、必要に応じて公共施設のあり方等の検討に取り組んでいきます。

